

# 遠野市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱概要

## 1 概要

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、教育訓練機関で受講する場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。

## 2 対象になる人

- (1) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給を受けている人または同様の所得水準の人
- (2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定による教育訓練給付金の受給資格を有していない人
- (3) 教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められる人
- (4) 過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業に基づく給付金を受給していない人

## 3 対象講座

- (1) 雇用保険法の規定による教育訓練給付の指定講座
- (2) 国が定める就業に結びつく可能性の高い講座
- (3) 前 2 号に準じ市長が地域の実情に応じて指定する講座

## 4 支給額

- (1) 対象講座費用の 60% を支給します。ただし 20 万円を限度とします。
- (2) 12,000 円を超えない場合は支給しないものとします。

## 5 支給方法

- (1) 申請者は、受講開始前に自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書(様式第 1 号)を提出し、口座指定通知書を受領します。
- (2) 講座終了の日から起算して 30 日以内に支給申請書を提出します。

## 6 申請に必要な書類

「自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書」に次の書類を添付します。

ただし、申請者の同意のもとに市において確認できるものについては、書類の添付を省略することができます。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書の写し
- (2) 児童扶養手当の支給を受けていない場合は、次に掲げるすべての書面
  - ア 申請者及び申請者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
  - イ 申請者及び申請者が扶養している児童と住所を同じくする世帯全員の住民票の写し
  - ウ 申請者の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市町村長等の証明書
- (3) 当該受講希望講座の名称、内容、主催する事業者の名称及び連絡先等が明記されたパンフレット等の写し

問合せ先

遠野市子育て総合支援センター子育て総合支援課

☎ 0198-62-2111(代表)